

## 市営住宅・市営単独住宅などの入居者募集

☎都市整備課 ☎ 21-0237



市営住宅・市営単独住宅などの入居者を募集します。

**受付期間** 5月22日(月)～6月2日(金)

**入居者抽選会**(市営住宅を除く) 6月23日(金)午後4時から **場所** 市役所3階大会議室2

※この他にも、先着順で受け付けをしている空き住宅がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**市営住宅 入居者資格** ①所得要件に該当する ②現在住宅に困っている ③市町村税を滞納していない ④暴力団員でない ※入居に際し、連帯保証人が1人必要です。

住宅名	小学校区	戸数	間取り	家賃(円)	単身入居
松山(下谷町)	高梁	1	2DK(6・4.5)	14,100～27,800(駐車場1,500)	○
頼久寺(頼久寺町)	高梁	1	3LDK(2F^4.5・6・6)	22,300～43,800(駐車場1,500)	×
御前(御前町)	高梁	1	2LDK(6・6)	18,600～36,600(駐車場1,500)	○
肉谷(高倉町)	津川	1	3LDK(6・6・6)	22,000～43,200	×
横見第3(有漢町有漢)	有漢東	1	3DK(6・6・6)	19,000～37,300(共益費3,360)	○
川南第2(成羽町下原)	成羽	2	3DK(6・6・6)	21,000～41,300(共益費3,360)	○

**市営単独住宅 入居者資格** ①政令月収が10万4千円超である ②市町村税を滞納していない ③暴力団員でない ④市営住宅などの家賃および割増賃料を滞納していない ※入居に際し、連帯保証人が1人必要です。

住宅名	小学校区	戸数	間取り	家賃(円)	単身入居
落合団地(落合町阿部)	落合	2	3DK(6・6・4.5)	34,200(定額)(駐車場2,500)	×
落合団地(落合町阿部)	落合	1	3DK(6・6・4.5)	32,400(定額)(駐車場2,500)	×

**市営地域住宅 入居者資格** ①現在住宅に困っている ②新たに田舎暮らしを志向する人、または新たに当該地域で就農か起業する人 ③市町村税を滞納していない ④暴力団員でない ⑤市営住宅などの家賃および割増賃料を滞納していない ※入居に際し、連帯保証人が1人必要です。

住宅名	小学校区	戸数	間取り	家賃(円)	単身入居
市場第1(有漢町有漢)	有漢東	2	3DK(6, 2F^6・6)	30,900(定額)	○
横見第1(有漢町有漢)	有漢東	2	3DK(6, 2F^6・6)	35,000(定額)	○
横見第2(有漢町有漢)	有漢東	2	3DK(6, 2F^6・6)	35,000(定額)	○

**地域優良賃貸住宅 入居者資格** ①18歳未満の扶養親族がいる ②政令月収が15万8千円以上48万7千円以下である(40歳未満の人は12万3千円以上48万7千円以下) ③市町村税を滞納していない ④暴力団員でない ⑤市営住宅などの家賃および割増賃料を滞納していないなど ※入居に際し、連帯保証人が1人必要です。

住宅名	小学校区	戸数	間取り	家賃(円)
上谷未来(上谷町)	高梁	1	3LDK(6, 2F^6・6)	62,000(定額)

## 市職員の定年が引き上げられます

地方公務員法および高梁市条例の改正に伴い、市職員の定年が引き上げられることにより、次の制度が設けられました。

引き上げ時期	定年
現行	60歳
令和5～6年度	61歳
令和7～8年度	62歳
令和9～10年度	63歳
令和11～12年度	64歳
令和13年度～	65歳(完成形)

①定年の引き上げ 60歳としていた職員の定年年齢を令和5年度から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳が定年年齢となります。

外となることもあります。

③給料月額7割措置の導入 職員が60歳に達した後の最初の4月1日以後、職員の給料月額は当分の間、それまで適用されてきた60歳時点の給料月額に100分の70を乗じて得た額となります。

④定年前再任用短時間勤務制の導入 定年の引き上げ後においては、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができるとの制度を導入します。任期は常勤職員の定年退職日にあたる日までとし、勤務時間や給与などは現行の再任用制度と同様とします。

☎総務課 ☎ 21・0205

## 手話奉仕員養成講座の受講者を募集(入門課程)

手話で自己紹介や簡単な会話ができることを目指します。

**期間** 6月16日～11月24日(毎週金曜日・全20回)

**時間** 午後7時～9時(17回)、午後7時～9時30分(3回)

**場所** 市役所3階会議室など

**対象** ①市内に在住、通学・通勤する人のうち初めて手話を学習する人 ②市内の手話団体会員

**定員** 20人

**受講料** 無料(テキスト代別途)

**申し込み** 6月9日(金)までに福祉課へ

☎福祉課 ☎ 21・0284 ☎ 23・1433

## 情報公開制度実施状況

☎総務課 ☎ 21-0209

「情報公開制度」は、公正で開かれた市政を実現するために市民の皆さんからの開示請求に基づき、市が保管している情報を公開するものです。令和4年度の実績は下表のとおりです。

実施機関	請求件数	処理状況						異議申立
		開示	部分開示	不開示	却下	拒否	取り下げ	
市長	60	31	14	4	2	6	2	2
計	60	31	14	4	2	6	2	2



## 消防署だより 消防用設備等点検アプリ

スマートフォンやタブレットで利用できる「消防用設備等点検アプリ」は、小規模な宿泊施設や共同住宅、飲食店などの防火対象物の関係者が「消火器」「特定小規模施設用自動火災報知設備」「非常警報器具」「誘導標識」の点検や報告を簡単にを行うことができます。

このアプリで作成された報告書を、消防署などへの点検報告の際に提出することができます。

アプリは米アップル社やグーグル社のウェブサイトでダウンロードができます。消防庁のウェブサイトからアクセスが可能です。



消防庁ウェブサイト

## 4月の火災・救急件数

火災 1件(前月から5件減)

救急 135件(前月から16件減)

☎消防本部予防課 ☎ 21・0121